

近世前期における「儉約令」の全国的展開とその特質

朴 晋 燯

はじめに

江戸幕府の法令は、その施行範囲によって、大名領を含む全国を対象としたものと、幕府領のみを対象としたものに大別される^①。このうち、前者、即ち、天下一統の御法度は、幕府側からすれば、諸大名を統率する全国支配者として幕府の意志を大名領に示すものであり、大名側からすれば、自身の領国支配権に対する幕府からの干渉を意味するものである。それ故、大名へ伝達された幕令が大名領において如何に実施されたかを分析することは、幕府と藩の二元的支配を特徴とする近世幕藩制国家の幕藩関係の実態を分析する上で、重要な意味を持っているだろう。

天下一統の御法度に対する大名側の対応については、キリシタン禁制のように、国是にかかわるものは、幕府の厳しい命令や処罰があるため遵守した^②。しかし、民政に関わるものは、例えば、

田畑永代売買禁令のように、大名側の利害や領内の慣行と低触する場合があります。しかも、幕府側がその実施を強く要求しなかったこともあって、しばしば実施しなかった例も確認される^③。そして、幕令を受け入れてそれを実行する場合も、鳴物停止令のように、幕府関係の停止令と大名独自の停止令という大名領での重層構造が確認される^④。このように、大名領における幕令の受容と施行の問題は、その全体像を理解するためには、未だ、検討すべき点が多く残っており、個別の法令を取り上げ、幕令と藩令との比較・検討作業が必要と思われる。こうした問題意識に基づき、本稿では、『御触書寛保集成』の八一項目のなかで三〇項目を占める、天下一統の御法度の一つである儉約令を素材にし、幕令の全国的展開や大名領における受容過程を検討したい^⑤。

儉約令は、農民や町人の生活の実態を探るための素材として利用され、各府県史類の農民生活編などを含めてかなりの研究成果

が蓄積されている。その研究成果は大きく三つに分けて考えることができる。まず、農民や町人の衣食住に対する領主側の儉約規定を具体的に収集・分析したものである。これらの研究は、儉約令にかかわる研究の大半を占めており、生活規範の身分制的な秩序の確立という側面から近世社会の特徴を捉えようとするものである^⑥。次は、三大改革論のなかで、社会・経済上の変化、すなわち、商品経済の進展に対する政治権力の対応策として儉約令の意義を捉える研究である。例えば、辻達也は、享保六年の組合結成令が奢侈品抑制を目的に実施されたことを指摘した上で、享保期の商業政策の特徴を、儉約令を通じて商業組織の統制を行った点にあると捉えた^⑦。三つ目は、江戸幕府の將軍権力に関する検討作業から、各政権が施行する儉約政策を分析するものである。寛永飢饉という危機の際、食物や物資の消費を抑えてそれを乗り切るための対応策として幕府の儉約令を評価する藤井讓治の研究や、寛文八年の幕府儉約令に諸大名が敏感に対応し、独自の領内儉約令を整備したことに注目する辻達也の論文、綱吉期の儉約令が將軍個人の趣向に影響され、公布されたことを指摘する塚本学の論考^⑧などは、その代表的な成果であろう。

しかし、こうした研究は、幕藩権力の身分統制策、あるいは、商品経済の抑制策という政策論として展開され、肝心の法令の成

立過程や受容実態については、明らかではない点が多い状態である。従って、ここでは、近世前期、即ち、綱吉期まで、民衆の日常生活を規制する幕府の法令を素材とし、①全国令としての儉約令の成立過程とその時期の検討、②大名領における幕令の受容とその理由の二点に絞って検討を進めたい。

- ① 服藤弘司「幕府法と藩法」(創文社、一九八〇)。
- ② 岡山藩のキリシタン禁制を素材にする村井早苗の最近の研究によれば、元和期まで幕府の禁令は必ずしも遵守されていなかった。ところが、幕府側は寛永二〇年に入ってから個別藩の仕置に介入し、キリシタン問題に関する権限を、掌握するようになったと指摘している(「キリシタン禁制をめぐる岡山藩と幕府」、岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇)。
- ③ 藤井讓治「法度」の支配(藤井讓治編『日本の近世 第三卷 支配のしくみ』中央公論社、一九九二)。
- ④ 中川学「『鳴物停止令』と藩政——幕令に関する藩の対応——」(渡辺信夫編『近世日本と生活文化と地域社会』河出書房新社、一九九五)。
- ⑤ その代表的な研究として、藤井讓治「幕藩制前期の幕令——酒作制限令を素材に——」(『日本史研究』一七〇、一九七六)、塚本学「幕藩関係からみた生類憐み政策」(『徳川林政史研究所研究紀要』一九七九・一九八〇)などが挙げられる。
- ⑥ 最近の研究としては、原田信男「衣・食・住」(日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座 第七 生活Ⅱ近世』雄山閣、一九九〇)、黒瀬十二郎「農民の生活」(『引前藩政の諸問題』北方新社、一九九七)、同「町人の生活」(『引前藩政の諸問題』北方新社、一九九

七）などが挙げられる。

- ⑦ その他に、藤田寛「天保改革」(吉川弘文館、一九八九、三二—三八頁)は、寛政と天保の改革の主導者である松平定信と水野忠邦の儉約観を比較し、両者の認識の相違性を明らかにすることによって、寛政と天保改革の歴史的段階差を示した。なお、三大改革論からの研究ではなごが、Donald H. Shively, "Summary Regulation and Status in Early Tokugawa Japan" (*Harvard Journal of Asiatic Studies* 25, 1964—1965)は、商品経済の発展への対応策として近世前期の儉約令を分析した。

⑧ 藤井讓治「徳川家光」吉川弘文館、一九九七。

⑨ 辻達也「下馬將軍」政治の性格」(「横浜市立大学論叢」三〇巻

二・三合併号、一九七九)。

⑩ 塚本学「徳川綱吉」吉川弘文館、一九九八。

1 寛永期における大飢饉と儉約令の成立

権力側が自分の家臣や家中に対してではなく、庶民に対して、その衣裳を規制する法令を発することは、戦国大名や織豊政権には見られない^①。ここに民衆支配に対する幕藩権力とそれ以前の権力との姿勢の相違が窺える。まず、この点を踏まえて、幕藩権力による儉約令の発令を検討したい。

幕藩権力が衣食住における百姓の華美を戒めた最初の事例として、慶長二三年(一六〇八)の米沢藩の法令が確認される。ここでは、「一、百姓身持の儀、男女ともにせきた皮草履、あや緞子、

むくやうの帯えり并絹紬類衣裳御法度に候」とし、百姓の衣類に絹・紬を禁止している^②。しかし、こうした一部の例を除けば、慶長・元和期(一五九六—一六二四)まで、こうした法令を発令する大名の例は、あまり見られない。

一方、江戸幕府は、寛永期に入ると、衣食住における百姓の華美を戒め始める。その最初の事例として知られているのが、寛永五年(一六二五)二月九日付の「定」である^③。

定

一、歩行、若党、弓鉄炮之者着物類之事、絹紬之分ハ可許之、
其上之衣裳可為無用、但其主人よりあたへ候着物は不苦
事

一、百姓之着物之事、百姓分之者ハ布木綿たるへし、但名主
其外百姓之女房ハ紬之着物迄ハ不苦、其上之衣裳を着候
者可為曲事者也

右の法令は、『上杉家御年譜』『佐渡年代記』などに載っていることから、大名領を含む全国令として発給されたと考えられる。

ここでは、第二条で百姓の衣類を布・木綿に制限し、例外として名主や百姓の女房に限り紬までの衣類を認めている。第一条で歩行・若党・弓鉄炮等の下級武士の衣類を絹・紬に規定したことと比較すると、これは、恐らく下級武士と百姓の身分的な差別を確

立し、農村社会における名主と一般農民の序列を可視化しようとしたものと考えられる。

次は、幕府の儉約令に対する大名側の対応について検討しよう。寛永一七年（一六四〇）八月二〇日に八代に隠居している細川忠興は、息子の細川忠利宛の書状で、次のような内容を記している。^④

其元侍、下々町人百姓以下二至まで、衣類振舞などの儀被申由、此儀従 公儀被 仰出ルにて無之ニ付、爰元へも未ふれ無之由候、御直ニ其方へ被成 御誼候程之儀可在之候哉、

即ち、七月二日に息子である忠利が国中の武士と百姓・町人からの命令がなかつたので、自分が隠居している八代には、儉約令に関する触を出していないことを述べ、また、忠利の措置は家光の指示（御誼）によるものかを尋ねている。この質問については、忠利は、翌日付の返事で、次のように答えた。^⑥

十九日之御書頂戴仕候、江戸にておごりの儀無之様ニと、度々御直ニも 上意にて御座候つる、いつそやおごりの儀ニ付而御法度書出申候つる、其儀にて 公儀之御法度を濟事にて御座候と奉存候、自分之法度にて御座候故、其元へハ不申上候つる、振舞、又ハ上著を木綿など、申事ハ、此前方申

付候つる、今度者ハ又少替申候、百姓中へ之書付、初而申渡候、

まず、ここで注目したいところは、忠利が儉約令の発令を「公儀之御法度」に根拠付けた点である。実際、忠利は先年一二月一七日、「世之中のおごり」について家光と話し合い、その対策について意見を上申するよう家光から命じられている。^⑦そして、同年一月一・一三日には幕府から番頭と旗本の儉約を指示する法度を得て、忠利自らは、「公儀之御法度を濟事にて御座候」と思い、領内の儉約令を出したと、質問に答えている。また、それは自分が考えた末に出した法度なので、申し上げなかつたこと、百姓に対する儉約令はこれがはじめてであることを記した。

このように、忠興が息子の忠利に藩独自の儉約令の根拠を尋ねたことや、忠利がその根拠を「公儀之御法度」にすることから、この時期、大名側は幕府の法令を十分意識していることが確認される。実際、寛永一七年七月二日に発令した熊本藩の法令では、大庄屋に絹・紬までの衣類着用を認めているものの、平百姓には木綿・布に制限するなど、寛永五年の幕府法をそのまま遵守する内容である。^⑧また、これより少し前に発令される加賀藩の寛永七年の法令には、「一、百姓之きるもの、事、布木綿たるべし、但百姓の女は紬之着物迄は不苦、其上之衣裳可爲曲言事」とし、幕

法とほぼ同様の内容を載せている。このように、百姓の衣類を布と木綿に制限する寛永五年の幕令が、大名領においてそのまま遵守されたのは、武士と農民との身分制的な秩序化を目指すことが、幕藩領主の共通利害に一致しているからであろう。

しかし、この段階で、百姓や町人の衣食住に対する幕府の規制は、まだ、体系化されていない。幕府が、庶民生活の「奢り」や「華麗」を問題にし、百姓や町人の衣食住に全面的な規制を加え始めるのは、異常気象による飢饉が各地に現れる寛永一九年（一六四二）以降のことである。幕府は、異常気候による飢饉の被害が各地で深刻化するにつれ、その具体策として寛永一九年五月一日に諸国へ、次の高札を立てることを決定した。それは、「諸国在々所々田畠あれざるやうに、入精耕作すへし、若立毛損亡なきの所申掠、年貢令難渋族於在之者、可為曲事者也」とし、領主階級の年貢収入を確保するためのものであった。岡山藩主である池田光政の日記によると、参勤交代によって国元へ帰国する際の五月二十六日に、「御城にて上意、諸国草隊候由被聞召候間、国本も仕置等能可申付旨上意候事」とし、領内の飢饉対策の指示が家光から光政へ渡され、帰国の最中の六月二日に寄港先である大坂で、老中奉書の形で右の高札が光政に伝達されたことが記されている。^⑬このことから、右の高札は、参勤交代によって帰国する

諸大名へ渡し、帰国後、それに基づく飢饉対策の実行を指示する目的で出したものと考えられる。この高札は、キリシタン禁制を除いて、大名領内の民衆を対象として幕府が出した最初の法令であるが、それ以後、幕府の飢饉対策は、幕府領に止まらず、諸大名領を含む全国令として展開している。

幕府の飢饉対策の全国令は、五月一日の高札以後、六月二九日・閏九月一日などに出されている。その内容を見ると、六月二九日の法令の第一条では、

当年は諸国人民草隊候間、百姓等少々可令用捨、此上若当作毛於損亡は、來年可為飢饉候條、倭約の儀兼日雖被 仰付、

諸侍も弥存其旨、万事相慎、可減少之、町人百姓以下の食物迄も、致其覚悟、不及飢候様相計、勿論百姓等は、常々糞米

不給候様可申付事、

とし、飢饉に備えるための対策として食物などの「倭約」を打ち出し、「町人・百姓」を飢えさせないようにする責任を「諸侍」へ取らせている。この触は、「諸国人民草隊」という危機を乗り越えるための責任を全領主に確認させると同時に、飢饉対策の基本方針として倭約を強調するという幕府の方針を提示したものである。飢饉に対処するための当面の対策として倭約を全面に打ち出すのは、閏九月一日付の法令も同様である。^⑭

ところで、この時期、幕府の飢饉対策は、関東方と上方に分かれて展開されたことに大きな特徴がある。^{①⑦}すなわち、幕府は、同年五月八日、「此秋又不熟せば、明年は餓死するもの多かるべし、畿内西国は板倉周防守重宗・信濃守尚政・日向守直清・久貝因幡守正俊・曾我丹波守古祐・小堀遠江守・五味金右衛門豊直めぐり」とし、^{①⑧}板倉重宗（京都所司代）、永井尚政と永井直清（山城淀藩主）、久貝正俊・曾我古祐（大坂町奉行）、小堀政一・五味豊直（上方郡代）の七人に石河勝正（堺奉行）を加える、八人衆に畿内近国の飢饉対策を指示した。それ以後、六月二十九日・閏九月一四日付の全国令は、それに基づき、上方では板倉重宗らの八人連署で出された。^{①⑨}

そして、上方では、さらに飢饉対策を具体的に展開するため、京都所司代や上方郡代などによって、七月二五日・八月二〇日・一月二六日付の触が出された。まず、七月二五日付の触から検討すると、これは、上方郡代である小堀政一・五味豊直が出したものである。この触は幕領とともに、^{①⑩}上方に所領を持つている仙台藩などの大名領まで送られたことが確認される。その内容は、五月二四日に上方を対象に出されたと思われる全七カ条の触と、^{①⑪}同月二六日に関東一帯の幕府代官に出された全一一カ条の触を合^{①⑫}わせてほぼ同様のものであるが、食物確保のために綿作と菜種作

を禁止する条目（一八・一九条）を、新たに追加したことに注目する必要がある。これは、綿作や菜種作などが盛んであった当時^{①⑬}の上方の実情を勘案し、新たに入れ込んだものと考えられる。則ち、七月二五日付の触は、六月二十九日付の全国令の発令以後、儉約を基本方針とする飢饉対策を広域的に展開するため、上方郡代である小堀政一・五味豊直が、上方一帯に出したものと推測される。

次の史料は、寛永一九年八月二〇日に京都所司代の板倉重宗が出したものである。^{①⑭}

覚

一、当年は諸国之人民草臥候間、町人等食物迄も致其覚悟、

飢に不及やうに仕へき事

一、町人衣類さあや、ちりめん、平亀や、はふたへ、此外結

構成衣類着すへからず、ゑり帯等も右之外結構成もの

仕ましく候事、付下人下女布木綿たるへし、但手代ハき

ぬつむきを可着

一、町人女房の衣類さあや、ちりめん、きぬはふたへたるへ

し、ぬいはく、かのこ、とんす、金人之類の小袖不可着、

ゑりおひ同前之事

一、町人作事自今以後結構に仕ましき事

一、町人振廻二汁三菜、此外引菜二つ、すい物一つ、酒三返之事

一、町人之振舞、木具并台物無用之事

一、町人祝言諸道具、衣類等万事鹿相二可仕候、勿論其時之振舞并引手物かろくいたすへき事

一、祭礼不応其身儀任ましき事

一、仏事等心鉢相応に可仕事

寛永十九年八月二十日

周防 印

右の触は、近世初期の岡山藩の法令を収めた『御納戸大帳』では寛永一九年七月付の「大坂町中へ被仰渡覚」とし、同文が載せている。^②「大坂町中へ被仰渡覚」ということから、この触は、所司代の板倉重宗と大坂町奉行である久員正俊・曾我古祐などが協議し、京都や大坂などの町方を対象に出したものと思われる。町人を対象とする儉約令は、当時、京都や大坂などの先進都市を支配領域とする上方八人衆の地域支配の特色を反映するものであり、さらに、幕府の飢饉対策が年貢を納める百姓だけではなく、町方に居住する町人を含めて全支配層に及んだことを示している。そして、一月二六日には、八人衆連署で諸国飢饉につき、

一、在々当年貢損亡無之所百姓難済申間敷候、去夏中相を立候といへとも弥其旨を可存事

一、当作毛損亡無亡所年貢詫言申来百姓於有之者籠舎可申付事

とし、二カ条の「覚」を出したことが確認される。^③この触は、凶作による年貢節減の要求を押し切り、年貢収入の安定化を図るための措置であろう。

以上、ここでは、寛永飢饉の際、上方に出された幕府の儉約令を素材に、その特徴について検討した。儉約を基調とする幕府の飢饉対策は、食物の確保を目的にするものであり、必ずしも積極的な対策とは言えない。しかし、当該期の関東と上方との社会的・経済の格差を勘案し、上方の実情に合わせる条文の追加や町方儉約令の発令を行うことから、現地の実情に合う適切な飢饉対策の立案と実行を目指す姿勢が窺える。

ところで、各藩の法制史料では、幕府から出された法令は確認されるが、それを受けて独自の儉約令を出した例はあまり見られない。それは、既に、全国令としての幕令が大名側に伝達されたこと、^④そして、生産力が高い地域に位置する幕府領に比べて大名領内の百姓や町人の日常生活が儉約を強制するほどのレベルまでに至らなかつたことなどが、その理由として考えられる。

① 原本増夫「近世初期の衣服統制」（『日本歴史』四二一、一九八三）、五九頁。

- ② 右同文、六七頁。
- ③ 「御当家令条」(石井良助編『近世法制史料叢書』弘文堂書房、一九三九)、文書番号三七八号。以下、他の史料も「御当家令条」三七八号のように略する。
- ④ 「細川家史料 第七卷」(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』東京大学出版会、一九六九)一六五〇号。
- ⑤ 「寛永年以後郡中法令」『藩法集七 熊本藩』(藩法研究会編、創文社、一九六六)、一三二。
- ⑥ 「細川家史料 第二三卷」一〇五一号。
- ⑦ 「細川家史料 第二二卷」一〇一四号。
- ⑧ 「細川家史料 第二三卷」一〇一七号。
- ⑨ 前掲注①。
- ⑩ 「加賀藩史料 第二編」(前田家編輯部編)、寛永七年二月二日条。
- ⑪ 「幕府日記」寛永一九年五月一四日条。
- ⑫ 藤井駿 他三人共編『池田光政日記』(山陽図書出版株式会社、一九六七)、二〇頁。
- ⑬ 「池田光政日記」二二頁。
- ⑭ 藤井讓治『徳川家光』(吉川弘文館、一九九七)、一三九頁。
- ⑮ 「御当家令条」四五四号。
- ⑯ 「御当家令条」四五六号。
- ⑰ 近世初期の西国・東国の二元性について横田冬彦は、「直接には伏見・駿府を拠点とした大御所家康と江戸の將軍秀忠という二元政治の所産であるが、ひいては鎌倉幕府と六波羅探題、室町幕府と関東公方など、東国に発した武家政権が長く抱えこんできた課題でもあった」とし、関東を勢力基盤とする武家政権の特性から有来するものと説明し、それが最終的に廃止されるのは、享保改革期に至ってからである

- と指摘した(横田冬彦『日本の歴史 第一六卷 天下泰平』講談社、二〇〇二、一五八頁)。
- ⑱ 『徳川実紀』寛永一九年五月八日条。
- ⑲ 岡山藩(御納戸大帳)一六・二〇号、長州藩(毛利四代実録)「山口県史 史料編近世一上」一九九九、寛永一九年七月二日・閏九月一六日の条などで確認される。
- ⑳ 幕府では、上方郡代より代官の小野長左衛門(『藤井寺市史 第六卷 史料編四上』一九八三、六頁)や末吉孫左衛門(『羽曳野市史 第五卷』一九八三、三八頁)などに同触が送られたことが確認される。
- ㉑ 仙台藩(大日本古文書 家わけ三 伊達家文書之三)二一九三三号。その他、近江国高嶋郡の内に七千石の所領を持っている小浜藩には、八月二六日に、「酒井讃岐守殿江州御知行所御手代衆」へ全三カ条の「覚」(「酒井忠勝書下」『小浜市史 藩政史料編』二一〇号)が送られた。この触は、百姓相互扶助(第二一条)と走り百姓の禁止(第二三条)追加されていること、また、発給者が小堀政一の一人であることの違いがあるけれども、その内容は、七月二五日付の法令と同文である。そして、岡山藩の「京廻御法度覚」(備作史料研究会『御納戸大帳』一九八四、一九号)は、七月二五日付の一八・一九条の二カ条が一カ条に合体させているが、内容に変わりはなく、同令として考えられる。
- ㉒ 「御当家令条」四五三号・『徳川禁令考』二七八二号。
- ㉓ 「徳川禁令考」二七八三号・『寛保集成』一三〇八号。
- ㉔ 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』(御茶の水書房、一九六七)、三〇八・三〇九頁。
- ㉕ 「京都町触集成」(京都町触研究会編、岩波書店、一九八三)一八九五、別二一三五六号。
- ㉖ 「御納戸大帳」一八号。

⑳ 『藤田家文書』『泉佐野市史』（柴田実編、一九五八）、四三〇号。

㉑ 例えば、小浜藩では、幕府から命じられた五月一四日付の高札は、領内の小浜・高浜・熊川・佐柿・敦賀・高島の六カ所に立てることにし、なお、六月二九日付の幕府儉約令は、郡奉行・代官などを通し、村々へ伝達することにした（『酒井忠勝書下』『小浜市史 藩政史料編 一』二〇八号）。

2 寛文期における儉約令の全国的施行

大名側が、幕府の全国令を受容して独自の儉約令を整備するのは、寛文期以降のことである。本章では、その理由について検討することにする。

寛永期以後、幕府の儉約令は寛文八年（一六六八）二月江戸大火の後、類聚に出された。火災直後の二月一五日、將軍家綱は諸大名・旗本に対し、今度の火事により諸事を軽くすることを命じた。①そして、三月に入ると、百姓と町人にも儉約令を出した。

まず、寛文八年三月一四日、幕府は百姓を対象に、①農業への専心②庄屋・惣百姓の家作③百姓・庄屋・惣百姓の衣類④食物⑤乗物⑥勸進能・相撲の見物⑦神事などの祭礼に関して儉約を指示した。寛永期の幕令と比べると、勸進能や相撲、操りなどの見物を禁止する条目（第六条）が追加されているなど、百姓生活に対する権力側の規制から、当該期における百姓生活の進展

が窺える。この法令は評定所において勘定奉行である岡田善政と松浦信定の二人が諸大名の留守居を呼び寄せ、法令を申し渡し、幕領はもちろん大名領にも伝えられた。③

さらに、三月一五日と二〇日には、町人向けの儉約令が次々と出された。④まず、一五日には①町人帯刀禁止②家作り・衣類儉約③金の道具使用禁止を内容とする三カ条の覚を發した。そして、二〇日には①町人家作②嫁娶③衣類④振舞⑤金銀の押箱無用⑥祭礼の渡物⑦葬礼仏事の節儉とともに堺町・木挽町の見せ物の奢侈禁止や、新吉原の家作・嫁娶・振廻・衣類などの節儉を命じるなど、一五日と二〇日を合わせて合計四つの触が出された。そのなかで、一五日付の触（『集成』二八九〇号）と二〇日付の七ヶ条の法令（『集成』一〇五七号）は、会津藩の『家世実紀』寛文八年五月一四日条によると「今三月從公儀江戸町人共え、兩通之御書付を以御法度被仰出候」とし、⑤兩通の触が収録されている。また、岡山藩の『市政提要』には「寛文八年申六月被仰出候江戸御儉約之書出」と記され、⑥兩通の触が載っている。こうした点から、兩通の触は老中より江戸町奉行と遠国奉行及び、諸大名に伝達され、幕府の直轄都市と大名領の町方に触として出されたと思われる。そして、岡山藩、鳥取藩、加賀藩、福岡藩、仙台藩、小浜藩などでは幕令を受けて、独自の儉約令を發令した。

このように、寛文八年の際は、幕令に諸大名が敏感に反応し、独自の儉約令を整備したことにその特徴がある。この点については、寛文期の幕府行政機構の整備によって幕臣全般に対する行政機関の支配・観察が強化され、それが諸大名にとつて少なからずの脅威・圧迫に感じさせられたという見解がある。確かに、寛文八年は諸藩の津留品調査、多量の寛永通宝の鋳造など、幕府の全国政策が集中的に行われており、幕藩権力全体の中で「大公儀」として江戸幕府の位置が一段と上昇した時期であつたのは間違いない。しかし、幕藩体制の民衆支配が、幕府と藩の重層的、二元的支配を特徴とするならば、寛文八年の際の「儉約令の全国的施行」という現象を分析するにあつて、幕府側だけではなく、幕令を受容して実行する藩側の事情を検討することは必要不可欠だと考えられる。そこで、寛文八年の際、幕令を受けて独自の儉約令を出した岡山藩の例を通して、当該期の諸大名が直面していた社会・経済的状况について、検討する。

まず、注目すべきことは、寛文六年からあいづいて発生した大雨・洪水による穀物の凶作である。寛文六年春から秋へかけ、全国各地は洪水の被害に見舞われ、五月に会津、六月に水戸、七月に伊予・土佐・伊勢、八月には美濃・尾張などで洪水による大被害が起きた。また、翌七年にも洪水が発生し、三河・遠江などで

大水害が起きた¹⁸⁾。

寛文六年の洪水害は岡山藩でも発生した。藩主池田光政は、同年五月一日に「當年ハ麦悪、一兩年ハ秋ノ取実スクナク候ヘハ國中くたひれ、此上秋悪候ハ、き、ん眼前ニ存候」と、麦の凶作による飢饉の恐れを心配して普請奉行・代官頭・郡奉行らを召し寄せてその様子を聞いている。そして、飢饉は避けられない状態に至ると、急遽、同年八月五日に京都の商人から銀を借り、それを一郡に三〇貫目ずつ貸し付けて百姓の救済にあつた。ところが、その翌年の寛文七年になつても、事情は好転せず、同年六月一日には、次のような指示を出した¹⁹⁾。

近年世中悪、去年麦、当年も麦悪候、当春ニ不作候ハ、民弥々くたひれ可申候、其時救候ハたりに成かね候ハんと存候間、当麦成半分免可申候、家中へハ、我等より銀子にて可遣候、其麦在々ニ残置、奉行見計ニ救申か、又ハすきと取立候て半分ノあたへノ銀子にて救候か、此旨奉行共せんき仕可申候、

すなわち、二年続きの不作によつて「草臥」の状況に落ちた百姓の救済が不十分なので、今年の麦年貢を半減することを命じるとともに、奉行が見計らつてから麦を配分するか、あるいは、「すきを取立」ててその半分を銀子に替えて遣わすかの、いずれ

かの対策をとるよう指示した。このように、洪水の被害に見舞われた岡山藩は、様々な飢饉対策を実行して百姓の救済に努力し、飢饉を乗り切るための具体策を模索せねばならなかった。

ところで、この頃、領主層を悩ませたもう一つの問題は、農村社会の構造変化による都市流入人口の増加であった。近世初期の検地によって新に百姓身分を獲得した下層農民は、領主の年貢・諸役を負担せず、飢饉や凶作の際に逃散する場合が多かった。村から逃亡して「走り百姓」と呼ばれた逃散民は、当時の新田開発の盛行によって他国に移り住んで新田を耕作したり、鉾山や町方の普請場などに入り込んだりすることが出来た。^②岡山藩では、洪水による被害や都市流入人口の増加、農村社会の再編成などの懸案を協議・処理するため、寛文六年八月一日から二八日までの一三日間、役方の重臣に番方の者を加えた異例の評定を行った。^③

その際の記録には、承応三年（一六五四）の洪水以来、「田地モ無之作り可仕様モ無之ニ付、町江罷出」した人が増え、町方への流入者は「洪水以前ヨリハ三千人モ増」えたとされる。寛文七年の岡山町方人口が二万九千人ぐらいに推定されることを考えれば、「町へ多く引込」者の比率は、その一割を占めるのがわかる。こうした町方への「引込」者は、「さるふり・質持」となって「口スキ」をやっており、そのため、①在方での耕作人不足、②武家

奉公人の不足、③町方での物価高などの問題を起こした。なかでも、物価高は「満売物近年高直ニ御座候、他国モ左様ニ御座候ト相聞候」とされ、岡山藩だけではなく、当該期の領主側が共通的に抱えていた都市問題となっていた。その原因について藩側は「引込」人が「口スキ」のために小売りとなって「二所三所ニテ利ヲ取」っているからだと認識していた。

ところが、「引込」者の流入による都市人口の増加は、都市社会に思わぬ問題を起こす原因となった。すなわち、都市人口の増加は、町屋敷の不足と借屋賃の上昇を起し、「本銀之有之者ハ売買ヨリ家ヲ買候カマシニテ候トテ方々ニ高ク家ヲ買、作事ヲ仕、借屋賃ヲ古ノニ五割モ一倍モ上ケ」ることになり、一部の町人が屋敷を買収してそれを借家に改造し、多額の借屋収入を得ることが出来たのである。町屋敷の改造は「近年之様ニ町人共念ヲ入、方々ニ作事仕儀ハ無御座候」と言うほど、盛行していた。こうした町方の変化について、藩側は、次のような見解を示した。

尤町人共スイビ仕候様ニ被仰付義ハ有之間敷事ニ候得共、相応ニ利ヲ取り家職ニ情ヲ出シ能働其之景ニテ口スキヲ仕居ナカラ高利ヲ取候事仕間敷候并作事又ハ衣類ナトモ軽ク可仕候、分ニ過候者有之カ高利ヲ取候者有之候ハ々々、急度曲事ニ可被仰付ト御町奉行申付候ハ々々能可有御座候、

すなわち、町人の経済的繁栄を押さえて衰微させてはいけませんが、家職以外に高利を得ることの禁止、また、作事や衣類などを軽くすること、分を過ぎつて高利を得ることの禁止を打ち出し、都市社会の奢侈や風気に対する規制の必要性を提起している。この時期になると、日常生活において町人の奢侈が見られ、近世初頭に幅二寸程度であった帯は、寛文末期頃から次第に幅広の帯に変わり、⁵⁵端午節句の飾物や雛祭道具に華麗なものを使うなど、町人達の奢侈は、幕藩権力が対応すべき新たな社会問題となっていた。

そして、その二年後の寛文八年五月八日、参勤交代で帰国した池田光政は、「火事二付、御直ニもけんやくの事被仰付、其以後も度々被仰出候事共在之、就其、上之御心ニ叶候様ニと存候間、法任改事可在之、左様ニ心得可申由申聞候事」とし、幕府からの指示に従い、領内へ儉約令を実施する考えを家臣達へ伝えた。そして、六月一日には、「家中」「在々」「町中」「村代官・忍之者・御歩・船頭・御鷹匠・御包丁人中」を対象にし、⁵⁶その衣食住の奢侈を細かく制限する儉約令を出した。次の史料は、その中で「町中」について出されたものである。

覚 町中

一、今度従公儀被仰出条々堅可相守之事

一、扶持人之町人、只今迄刀指来候者之外可為無用、中脇指さやの上巻尺五寸より上可為停止事

一、家作可成程堅可仕候、柱・天井板共二杉・檜之ふしなし可為停止、付床・かまち、立具之ふち・さん共二うるしぬり勿論張付可為無用、作事仕候節八目代相談仕、其上二而町奉行へ相断、可任差図二事

一、着類、大年寄たり共、男女共もめん・袖・ひのより上不可着之、至末々ハ木綿可着之、但老人ハ持参候ひの・袖にても可免之、若キ者ハ縦身持候者之子たり共、木綿可着之、持懸たり共法度之着物上二ハ不可着之、尤きる物・帷子共ニぬいかのこ・はく入、其外高直之染色可為停止之、帷子ハく、し、紺屋染たるへし、少つ、のへに入ハ不苦、持懸之帷子、当年来年ハ可免之事

一、末々之町人、对之上下可為無用、并めしつかい候うり子等ハ肩衣不可着之、ゑり・袖・上帯・下帯共二絹布之類可為停止事

一、めしつかい候下女、着類地ぬのもめんたるへし、但持懸のかたひら・帯、当年中ハ可免之事

一、諸職人、何方より詵候共、梨地・金かな具・惣蒔絵・惣金之粉たミ、并刀脇指之外、惣付金之道具仕ましく候事

一、衣類売買の商人、女着物うはき代、百目より上之表付、帷子ハ代表枚より上買置、うり申ましく候、勿論ぬいはく・かのこ入、其外高直之染物売買仕ましく候事

一、祝言之節、分限よりかろく仕、其上二而手寄之大年寄、其町之目代見届、分二過候道具ハ減可申候、并祝儀之取かハし、親子・兄弟・甥舅之外可為無用、付年頭・歳暮・五節句・土産・錢別等二至迄、親子之外互二可為繼合事

一、振廻一汁二菜、酒三返、菓子一種たるへし、もり合後段停止之、惣而汁或ハ煮物等、色々入ませ候事可為無用、縦令魚一種二精進物ヲ入又ハ鳥一式二精進物加候事ハ不苦、付こいちや無用之事

一、女正月礼継相たるへし、但親子・兄弟・甥舅之間ハ不苦、何にても持參ハ可為無用事

一、諸商人共ニ家中法度之結構なる物、或ハ数奇道具并無用之器物等、他所より買取売申ましく候事

一、喪祭之礼、分限二過おもく執行候者候へハ、其二おとらぬやうにと心得候者も在之由候、喪祭ハ心之実ヲ尽処なるに、還而外聞ヲ第一と存候様ニ成行候へハ、非本意候間可応分限事

右条々急度可相守之、若違背之輩於在之ハ可為曲事者也
申ノ六月朔日

右の触は、同年三月一五日と二〇日付の幕令とともに、藩主の池田光政が自ら作成し、町奉行と惣年寄を通して岡山城下に出したものである^②。ここでは、二年前の「大寄合」での問題となっている町人の奢侈や華麗を、幕令よりも、更に細かく分類して制限していることがわかる。

以上、ここでは、岡山藩の例を通し、寛文八年を前後にして各藩が処している社会・経済的状况を検討した上で、幕令に基づいて領内の儉約令を整備する過程を調べた。岡山藩の例で言えば、寛文八年の江戸の大火災の際、発令された幕府の儉約令に対し、大名側が速やかに反応し、領内の儉約体制を整えたのは、飢饉の発生や都市流入民の増加などによる農村と都市社会の変化に直面し、その対応を迫られている大名側の必要性による結果だと考えられる。

① 「徳川実紀」寛文八年二月一五日条。寛文八年の幕府儉約令の発令経過については、辻達也の研究「下馬將軍」政治の性格（『横濱市立大学論叢』三〇巻二・三合併号、一九七九）がある。

② 「幕府日記」寛文八年三月一四日条。

③ 辻達也の研究（注①の辻論文）によれば、熊本、中津、長州、広島（三次藩）、津、秋田藩では、幕令をそのまま領内へ伝達した。その

他に、徳島〔阿波藩民政史料〕一九一六、九一五・九一六頁、米沢（米沢温故会）『上杉家御年譜 六』一九七六、寛文八年四月六日条、尾崎（兵庫県史 史料編 近世二）一九九〇、一七頁、膳所（草津市史 第二卷）一九八四、一五八頁）なども、幕令をそのまま伝達したことが確認される。

- ④ 『幕府日記』寛文八年三月一日・二〇日条。
- ⑤ 『御触書寛保集成』二八九〇号。以下、『集成』に略す。
- ⑥ 『集成』一〇五七号。
- ⑦ 『集成』二六九五号。
- ⑧ 『集成』二六九六号。
- ⑨ 『家世実紀』（家世実紀刊本編纂委員会編、吉川弘文館、一九七六）第二卷、三七九―三八〇頁。
- ⑩ 『二上儉約女衣類法度之事』『市政提要 上』（岡山大学池田家文庫等刊行会、福武書店、一九七四）、一號。
- ⑪ 寛文八年六月一日付の「家中へ申覚」（『御納戸大帳』一八一号）、同日付の「在々」（二八三号）、同日付の「町中」（二八四号）、同日付の「村代官・忍之者・御歩・船頭・御鷹匠・御包丁人中」（二八五号）。
- ⑫ 『藩法集』一鳥取藩「御家中法度」五七・五八号、「町方御法度」二五号、「在方御法度」六九号。
- ⑬ 『加賀藩史料 第四編』寛文八年七月六日条、『金沢市史 資料編 六』（金沢市中編さん委員会編）三〇一・三〇二頁。
- ⑭ 『福岡藩主記録』『福岡県史料 四』。
- ⑮ 『宮城県史』一 近世史本篇二（複製版、一九八七）二七七一―二七九頁。
- ⑯ 『小浜市史 藩政史料編』二八二・八三頁。
- ⑰ 辻達也、前掲論文、四九・五〇頁。
- ⑱ 『徳川実紀』第四篇、寛文六・七年の巻。

- ⑲ 『池田光政日記』五六四頁。
- ⑳ 『池田光政日記』五六九頁。
- ㉑ 『池田光政日記』五七九・五八〇頁。
- ㉒ 深谷克己『大系日本の歴史 第九卷―士農工商の世』（小学館、一九八八）。
- ㉓ 平常の評定と比して、期間や参加人数が多かったので「大寄合」と称される評定の経過と結果を記録した「先年大より合ノ時書付」、「大寄合之覚書」には、岡山藩の処する社会・経済状況に関する幕臣達の様々な意見が記されており、当該期の藩政の一端を探るうえでの好史料である（『大寄合之覚書』岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫藩政史料マイクロ版集成）E3-23*TEC-00300。この史料の意義と価値については、田中誠二の『寛文期の岡山藩政』（日本史研究）二〇二で若干紹介されている。以下、この史料を用いるかぎり、注記しない。

- ㉔ 『岡山市史』（岡山市編纂、一九二〇）、四六五頁。
- ㉕ 遠藤武『近世女帯の変遷』（講座日本風俗史）三、一九五五。
- ㉖ 前掲注①。
- ㉗ この法令は、『市政提要 上』にも同文が載っており、そこには「從殿様御書出」とし、池田光政によって作成されたことが記されている（『二上儉約女衣類法度之事』『市政提要 上』三号）。

3 大名領における儉約令の実施

ここでは、大名領における幕府法の実施について検討する。幕府の儉約令は藩の利害や領内の慣行に低触する場合があったが、次の史料は、その際の藩側の反応を示している。

【幕府】

一、此以前より被 仰出候御制法之通、在々所々之輩、奢たる儀不仕、農業専にいたし、進退持立る様に常々心掛、諸事無油断励可申事（第一条）

一、百姓之衣類、従前々如御法度、庄屋ハ妻子共ニ絹袖布木綿、脇百姓は布木綿之外不可着之、ゑり帯等にも絹袖不可致之、庄屋、惣百姓男女共に、衣類紫紅に染へからず、此外ハ何色に成とも、形なしに染可申事（第三条）

一、百姓之食物、常々雑穀を用へし、米みたりに不食様に可仕事（第四条）

一、神事祭礼或葬礼年忌之佛事、或婚礼諸事之祝儀等に至迄、百姓不似合結構仕間敷事（第七条）

【小浜藩】

覚

一、今度従公儀百姓身持之儀被仰出候事候間、御領分之郷村百姓共面々ニ身持を能仕、少も費無之様ニ致覚語、餅酒なども猥に給不申、勿論よめ取むこ入等之祝儀随分軽仕、萬事ニ心を付、成程致儉約候様ニ可被申渡之事

一、従公儀被仰出候御書付之内、百姓衣類之品、庄屋者妻子共絹袖迄ハ不苦之趣ニ候へ共、公儀御領と當地百姓とハ

違たる事ニ候間、脇百姓ハ木綿麻之外不可着之、但庄屋又ハ於其所故在之者之儀ハ、袖迄ハ依断而吟味之上可被免之、絹之類ハ一圓無用之事

一、百姓共名替之刻為祝儀村中振舞之儀ハ不申及、酒斗も出し申間敷候、勿論心次第二名を替候様可被申付候事
寛文八年

申ノ四月廿七日

右の史料は寛文八年三月一四日に発令した幕府令を受け、同年四月二八日に小浜藩が領内に触として出したものである。ここでは、幕令との比較のため、幕令の第一・三・四・七条と藩令の全文を載せた。

まず、衣類について見ると、幕府は庄屋とその妻子に絹・袖までの着用を認めたの（第三条）に対し、小浜藩は絹を一切認めず、袖までの着用を許容した。そして、酒についても、幕府は何も触れていなかったのに対し、小浜藩の藩令では飲酒を禁止した。幕令の領内公布に当たって、「公儀御領と當地百姓とハ違たる事」、則「御領」と「当地」における百姓支配の慣行が違うことを前提に、小浜藩では「公儀」からの指示より藩側の利害を優先する姿勢が見られる。つまり、幕令とともに藩令を出したのは、幕府法と藩法の違いによる領民の混乱を事前に防ぐためであったと思わ

れる。

また、加賀藩では、天和三年（一六八三）二月、幕府からの儉約令を領内に公布する際、全二条の藩令を添えて発令した。^③幕令では「百姓町人之衣服、絹緋木綿麻ぬの以此内、応分限、妻子共ニ可為着用之事」といい、百姓と町人の衣服について絹・袖・木綿・麻・布の着用を認めていた。しかし、加賀藩の藩令では「一、御領分百姓衣類は、従前々被定置通、木綿布之外着用仕間敷、但十村並御扶持人之儀は、南女共袖御免許之事」としている。つまり、以前からの藩法にしたがって、領内百姓の木綿・布以外の衣類着用を禁止し、十村と扶持人の衣服は袖までを許すことにしているのである。以上のことから、幕令の規制が藩令より軽い場合、大名側は、幕法より藩法を優先して、従来規制を遵守するよう指示したことが確認される。

次の史料は天和三年正月の女子衣類禁制品に関する幕令と、^④それを受けて同年五月に岡山藩から、そして、八月に尾張藩から出された藩令の一部である。^⑤

【幕令】

覚

一、金紗 一、縫 一、惣鹿子

右之品、向後女之衣類に製禁之、惣て珍敷織物染物新規

に仕出候事無用たるへし、小袖之表老端二付て、式百目より高直に売買仕ましき也

正月

【岡山藩令】

右之通今朝御老中被仰候

一、式百目より高直成おもて売買仕ましくとの儀、江戸にて之御法二候、聞まとい可有之候、御国にてハ縦いかほと下直成おもて二ても、金紗ぬいかのこ入申おもて売申間敷候（後略）

【尾張藩令】

覚

一、女衣類、去比於江戸被仰出御書付之趣、最前相触候小袖表老つ二付式百五拾匁高直商売仕間敷由、呉服所并縫屋へ被仰出候、尤金紗不苦事由、然共町人百姓等之儀、下人ハ不及申、主人妻子等之儀、先年被仰出候通、絹袖布木綿之外着用不仕替二候、然共一々縫金紗之儀者不及沙汰候、末々にては心得違も可有之、急度此旨可相守候也（後略）

幕府は天和三年正月、女性の衣類に金紗・縫い・惣鹿子を用いることを禁じ、小袖一端の最高価格を銀二〇〇匁に制限すること

を、江戸や京都などの幕府直轄都市と諸大名領に触れ出した。ところが、岡山藩は、既に寛文八年に幕令を受けて独自の儉約令を出していたこともあって、銀二〇〇匁までを許容する幕令を「江戸にて之御法ニ候」とした上で、領民の「聞まとい」を心配したので、右の触を出して「若合点不参儀有之候ハ、此方え相尋可被申候」とし、幕府法と藩法の違いによる領民の混乱を防ごうとしている。一方、尾張藩は、幕令の条項をやや変更して、縫・金紗の使用は禁止したものの、小袖一端の最高価格を二五〇匁までとし着用を認めている。

このように、全国令として諸大名に渡され、大名領内の百姓と町人に触れ出された幕府の全国令は、しばしば、大名領内の事情によって変形され、適用される場合が少なくなかった。特に、独自の藩法を整備して施行する外様大名領においては、幕令と藩令に違いが発生した場合、そのまま幕令を遵守するより、大名領内の慣例や先例を優先する傾向が見られる。

ところで、大名が領内で儉約令を出す場合、幕令を根拠にして藩の儉約政策を一層強化しようとする動きも見られる。元禄二年一月一七日、岡山藩は女性の衣類についての取締を強化する際、次の触を出した。^⑧

女衣類等之儀、先年被仰出候御法度之趣相背者有之、頃日於

江戸ニ御奉行所より御改有之由ニ候間、銘々召仕之者共へ御法度之通弥相守候様ニ堅く可被申付候、若相背者於有之ハ付届被申候様ニと御横目中申渡候
右之御書付、猪右衛門殿御渡被成候、町中右之趣堅相守候様
二可被申渡候、以上

壬正月十七日

村田小右衛門

惣年寄四人

元禄一年一二月二九日、江戸町奉行所は町中において幕令で禁じた衣類を着る町人を見付ける次第、逮捕するよう触を出した。^⑨

そして、江戸町奉行所の措置を根拠に、衣類節儉の法度を堅く遵守すること、その際、違反者を届け出ることを指示し、領内の儉約政策を一層強化したのである。また、鳥取藩（池田家）では、寛文八年三月、幕府から百姓・町人儉約を指示する全国令が公布されたことを期に、同年六月一日、家中諸士に対しても儉約令を出した。^⑩その末尾には、「此度申出制法、当春公方様御直ニ被仰付、上意を本として申出候間、左様ニ可相心得候」とあり、この儉約令が將軍の上意に基づくものであることを強調している。

以上、近世前期の幕府儉約令を、大名側が如何に受け取ったかを検討した。幕府の儉約令は、大名の領国支配権という側面においては、領民の生活規制に対する幕府からの干渉を意味した。し

たがって、幕府の全国令は、大名領内の事情によって変形され、触れ出される場合も少なくなかった。しかし、一部の藩は領内の儉約政策を強化するため、幕府の儉約令をその根柢に用いるなど、諸藩の内部事情によってその受け方に色々の変形があったと考えられる。

- ① 『御当家条令』二八六号。
- ② 『小浜市史 藩政史料編二』(小浜市、一九九〇)、八一号。
- ③ 『加賀藩史料 第四卷』。天和三年二月の儉約令は、会津藩の『家世実紀』天和三年正月十九日条の前文には「今日御老中久保加賀守様御渡被成候」としており、その末端には「則一統急度相守候様被仰渡之」とし、これが老中からの出されたものとして、「一統」即ち、御領・私領を含む日本全国を対象にする法令であることがわかる。この触は岡山藩(『市政提要 上』七号)、尾張藩(『一宮市史 資料編七』一三三号)、盛岡藩(『藩法集九 盛岡藩上』創文社、一九七八、八一三三号)、龟山藩(『重常公御代條目法度』『藩法集二 統諸藩』五二二号)、田原藩(『田原藩日記』天和三年二月三日の条、等で領内発令の記録が得られるので、全国令として諸藩に公布されたことが確認される。
- ④ 『御触書寛保集成』二〇五二号。
- ⑤ 『市政提要 上』九号。
- ⑥ 『一宮市史 資料編七』一四号。
- ⑦ 「衣類売買之商人、女着物上着代百目より上之表、帷子八代四拾三匁より上へ買置候て売申ましき候、勿論縫はくかこの入其外高直之染物売買仕間敷事」とし、縫・はく・鹿子などを入れる衣類の売買を禁止し、女子上着と帷子の値段をそれぞれ銀一〇〇匁と四三匁以下のも

のにすることを決めている(『二上儉約女衣類法度之事』『市政提要 上』三三三号)。

- ⑧ 『二上儉約女衣類法度之事』『市政提要 上』一四号。
- ⑨ 『江戸町触集成』(近世史料研究会編、塙書房、一九九四)二二二六五八号。
- ⑩ 『御家中御法度』『藩法集二 鳥取藩』五八号。

おわりに

本稿は、近世前期儉約令の全国的な施行について、従来あまり明らかにされていなかった、大名領における幕令の伝達と実施を検討した。まず、近世前期の幕府儉約令の特徴をまとめると、次のようである。

幕府儉約令は、寛永大飢饉の際、飢饉対策の一環として発令された。そこには、当該期の関東と上方の社会・経済格差を勘案し、上方方面は京都所司代をはじめとする「八人衆」によって独自の儉約令を発令するなど、現地の事情に合わせて儉約政策を履行しようとする幕府側の姿勢が窺える。ところが、この時期、幕府の全国令を受容し、独自の儉約令を発令する大名の例は、あまり確認されない。これは、恐らく、全国令としての幕令が大名側に伝達されていることや、幕府領に比して生産力が低い地域に位置する大名領内の百姓や町人の日常生活が儉約を加えるレベルまで達

していなかったことなどが、理由として考えられる。

一方、寛文期になると、諸大名は、幕府儉約令に速やかに対応し、領内の儉約令を整備する。それは、災害や凶作によって領主の年貢・諸役を負担出来ない小農民が、都市へ流入し、その結果、都市人口の増加や物価の上昇、上層町人の奢侈などの問題が発生するなど、幕藩権力は、農村・都市社会の変化に直面し、それへの対応を迫られていたからだと思われる。

幕府の儉約令は、被支配者である百姓と町人の奢侈を抑えると

いう領主階級の共通の利害関係に基づくものであるものの、大名からすれば、自領の民衆の生活に対する幕府からの干渉を意味していた。したがって、幕府の全国令は、しばしば、大名領内の事情によって変形され、触れ出される場合も少なくなかった。さらに、近世中期になると、幕令では確認されない、休日の制限を実施するなど、^①大名領内の儉約令は、領民支配の必要性や領内の慣習などに応じ、独自の展開を見せてゆく。

① 『新編一宮市史 資料編七』五三二号。

approval, such as oath-taking, creating consensus at gatherings and putting seals on the charters. The Chronicle of Battle Abbey demonstrates a confidence in charters that differs from our own. This was the faith of an age in which written documents were increasingly being produced and in which reliance on written words was only gradually being formed.

The Process of Formulation of the Shogunate's Sumptuary Laws in
The First Stage of the Early-Modern Period
and the Discrepancy in their Application

by

PARK Jinhan

Most previous studies on sumptuary laws, *kenyakurei* 儉約令, that have been based on the historical records compiled by various prefectures, have considered the laws as resources to gain insight into the actual lifestyles of farmers and townspeople. These studies have tended to develop along lines focusing on governmental policy, for example, the restrictions of the caste system by the shogunal and domain authorities, *bakuhan kenryoku*, 幕藩權力, or the political suppression of commercial activities. These studies, however, have focused only on the lifestyles of the farmers and townspeople and have not considered the process of the formulation of the laws by the shogunate and the application of the law by individual domains. The aims of this paper are 1) to examine the process of formulating and enacting the shogunate's sumptuary laws as national laws at that time, and 2) to define how these sumptuary laws were perceived and enforced by daimyo in their own domains.

The first section of this study examines how the sumptuary laws were enacted as a measure to counteract the famines during the Kanei Period 寛永期. It will also examine how the shogunate took the social and economic gap between Kanto 関東 and Kamigata 上方 (Kyoto and the Osaka region) into consideration when the laws were enacted. In the next section I suggest the case of the Okayama domain as an example of the actual application of the law to show how each domain was included in a nationwide sumptuary system in the 8th year of the Kanbun era 寛文8 (1668). Ultimately, I would like to show how the Okayama

domain implemented the law by confronting social and economic conditions of their own terms. In the third section, by comparing the national sumptuary laws of the shogunate and the local sumptuary laws of the individual domains, I have attempted to show the discrepancies that arose between the law enacted by the shogunate and the law actually practiced by the daimyo.

In conclusion, the basic intention of enacting the sumptuary laws was spurred by the common interest of the shogunate and the daimyo to restrict the lower classes from obtaining luxury items.

From the point of view of the daimyo, however, these sumptuary laws were regarded as interference on the part of the shogunate and an attempt to control the lifestyle of the residents of their domains. Therefore, the shogunate's national laws were often altered when proclaimed in the domains in order to suit the various political conditions of individual daimyo. Moreover, during the middle period of the early-modern era, the daimyo added restrictions on days of rest and enacted sumptuary laws that were not authorized by the shogunate based upon the needs and customs of the individual domains.